

医療情報取得加算に関する掲示について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

令和6年12月から

「医療情報取得加算」を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 掲示有無にかかわらず	1点
再診 (3ヶ月に1回)	現行保険証・マイナ保険証 掲示有無にかかわらず	1点

※ 初診料を算定する場合とは 過去に当院を受診されていた方でも、

久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料を

算定する場合がございます。正確な情報を取得・活用する為

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に

ご理解ご協力をお願い致します。



医療法人 福田病院